

さいたま市教職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

さいたま市教育委員会教育長

竹居秀子

さいたま市教育委員会規則第12号

さいたま市教職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市教職員の住居手当に関する規則（平成29年さいたま市教育委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(適用除外教職員)</p> <p>第2条 条例第15条において読み替えて準用する職員給与条例第14条第1項第1号の教育委員会規則で定める教職員は、次に掲げる教職員とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>教職員の扶養親族たる者（教職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）で他に生計の途がなく主として当該教職員の扶養を受けているもの及び条例第13条において読み替えて準用する職員給与条例第10条第2項に規定する扶養親族をいう。以下この号において同じ。）が所有する住宅、教職員の配偶者、父母又は配偶者の父母で、教職員の扶養親族たる者以外の者が所有し、又は借り受け、居住している住宅及び教職員の扶養親族たる者が所有権の移転を一定期間留保する契約により購入した住宅並びに委員会がこれらに準じると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している教職員</u></p> <p>(権衡教職員の範囲)</p> <p>第4条 条例第15条において読み替えて準用する職員給与条例第14条第1項第2号の教育委員会規則で定める教職員は、さいたま市教職員の単身赴任手当に関する規則（平成29年さいたま市教育委員会規則第22号）第5条第3項に該当する教職員で、同項第2号に規定する満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動（条例の適用を受けない市費支弁の常勤の職員、</p>	<p>(適用除外教職員)</p> <p>第2条 条例第15条において読み替えて準用する職員給与条例第14条第1項第1号の教育委員会規則で定める教職員は、次に掲げる教職員とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）</u>、<u>父母又は配偶者の父母で、教職員の扶養親族たる者（条例第13条において読み替えて準用する職員給与条例第10条に規定する扶養親族で条例第13条において読み替えて準用する職員給与条例第11条第1項の規定による届出がされている者に限る。以下同じ。）</u>以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅、<u>教職員の扶養親族たる者が所有する住宅及び教職員の扶養親族たる者が所有権の移転を一定期間留保する契約により購入した住宅並びに委員会がこれらに準じると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している教職員</u></p> <p>(権衡教職員の範囲)</p> <p>第4条 条例第15条において読み替えて準用する職員給与条例第14条第1項第2号の教育委員会規則で定める教職員は、さいたま市教職員の単身赴任手当に関する規則（平成29年さいたま市教育委員会規則第22号）第5条第3項に該当する教職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項の規定により採用された教職員を除く。</u>）で、同項第2号に規定する満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間</p>

国若しくは他の地方公共団体の職員又は同規則第5条第1項に規定する者から引き続き給料表の適用を受ける教職員となった者にあつては当該適用、外国の地方公共団体の機関等に派遣されるさいたま市職員の処遇等に関する条例（平成13年さいたま市条例第304号）第2条第1項の規定による派遣から職務に復帰した教職員又はさいたま市教員の休職の事由等に関する条例（平成29年さいたま市条例第20号）第3条第1項の規定による休職から復職した教職員にあつては当該復帰又は復職）の直前の住居であった住宅（有料宿舎及び前条に規定する住宅を除く。）又はこれに準じるものとして委員会の定める住宅を借り受け、月額1万6,000円を超える家賃を支払っているものとする。

にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動（条例の適用を受けない市費支弁の常勤の職員、国若しくは他の地方公共団体の職員又は同規則第5条第1項に規定する者から引き続き給料表の適用を受ける教職員となった者にあつては当該適用、外国の地方公共団体の機関等に派遣されるさいたま市職員の処遇等に関する条例（平成13年さいたま市条例第304号）第2条第1項の規定による派遣から職務に復帰した教職員又はさいたま市教員の休職の事由等に関する条例（平成29年さいたま市条例第20号）第3条第1項の規定による休職から復職した教職員にあつては当該復帰又は復職）の直前の住居であった住宅（有料宿舎及び前条に規定する住宅を除く。）又はこれに準じるものとして委員会の定める住宅を借り受け、月額1万6,000円を超える家賃を支払っているものとする。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。